
慰安婦合意と憲法訴訟

最終的解決が残したリーガル・イシュー

中川 敏宏

Nakagawa Toshihiro

はじめに

韓国憲法裁判所は、2011年8月30日、慰安婦被害者らを請求人、外交通商部（当時）長官を被請求人とする行政不作為の違憲訴願審判事件において、裁判官9名（6名〔違憲〕：3名〔却下〕）の意見により、請求人らが日本国に対して有する日本軍慰安婦としての賠償請求権が請求権協定第2条第1項により消滅したか否かに関する日韓両国間の解釈上の紛争を同協定第3条の定める手続に従い、解決していない韓国政府の不作為は違憲である旨確認する決定を下した（以下、「憲法裁判所2011年決定」^①）。かかる決定を受けて、李明博政府は、2011年9月、国会で日本政府の慰安婦被害者に対する公式謝罪と被害賠償を求める決議案を通過させ、また同年10月の国際連合総会の人権委員会において慰安婦問題を取り上げて被害者への賠償を求めるなど、慰安婦問題解決に向けて積極的な姿勢を示してきた^②。また、同年12月の野田佳彦首相との日韓首脳会談では、慰安婦問題が終始言及され続けた。そのような韓国の姿勢とは対照的に、日本側は、日韓請求権協定ですべて解決済みというこれまでの政府見解に即した回答を繰り返した。その後、翌年8月の李明博大統領の竹島上陸や天皇陛下に対する過激発言など、日韓の摩擦や対立は激化し、両国間の溝は深まるばかりであった。このような状況の下、2013年2月に大統領に就任した朴槿恵にとっても、憲法裁判所2011年決定が示した〈外交的経路を通じて慰安婦問題を解決し、違憲状態を解消すべき義務〉の履行は、重要課題のひとつであった。

実に3年6ヵ月ぶりに実現した2015年11月の日韓首脳会談の後、3度の局長級協議を経て、12月28日、ソウルの外交部で日韓外相会談が開かれ、会談後、尹炳世^{ユン・ビョンセ}外交部長官と岸田文雄外相は共同記者会見を開き、日本政府の予算により資金を一括で拠出し、韓国政府が元慰安婦の支援を目的とした財団を設立し、すべての元慰安婦の心の傷を癒す措置を講じ、両国の協力の下にかかる措置が着実に実施されるとの前提で、慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する旨発表した。以下では、両外相による会談結果として一定の事項につき妥結したことを「慰安婦合意」と呼ぶこととするが、合意内容の解釈の対象となりうるものは、共同記者会見自体および両国政府のホームページに発表・掲示されたもののみである^③。すなわち、今般の慰安婦合意は、文書が作成される通常の国際約束とは異なり、両外相の共同記者会見という形式をとり、なんらの文書も作成されないままの口頭上の合意である。かかる合意が、法的に、どのような性格を有するものであるのか、法的な拘束力を有

するものなのか等をめぐり、慰安婦合意の発表以降、一般国民や慰安婦支援団体、マスメディアはもちろんのこと、国際法学者・憲法学者・弁護士などを巻き込み、韓国内で大きな議論となっており、慰安婦合意に反対の立場からは「違憲」論・「無効」論が主張されている。例えば、2016年1月5日には、国会議員会館で、民主社会のための弁護士の集まり（通称「民弁」）・民主主義法学研究会・日本軍‘慰安婦’研究会成立推進の集まり・韓国挺身隊問題対策協議会（通称「挺対協」）の共同開催で、緊急討論会「緊急診断、2015年韓日外交長官会談の問題点」が開催され、法学者・弁護士を中心に、慰安婦合意をめぐる法的問題点が数多く指摘され、3月18日には、同じく国会議員会館で、大規模なシンポジウム「2015年韓日外交長官会談の国際法問題と違憲性」が開催された。また、同年1月20日には「日本軍‘慰安婦’問題に関する韓日外交長官会談に対する教授・法律家意見書」が、2月3日には「12・28日本軍‘慰安婦’問題‘合意’を糾弾する民主主義法学研究会声明書」が発表され、憲法訴訟等に向けた立場表明がなされた。そして、これまで元慰安婦を訴訟面で支援してきた民弁は、同年3月27日、慰安婦被害者ハルモニ（高齢の女性を指す呼称）29名と死亡したハルモニ8名の遺族を代理し、憲法裁判所に憲法訴訟請求書を出した旨明らかにし、憲法裁判所の対応に注目が集まった。4月29日、憲法裁判所は、日韓政府の慰安婦合意に対して提起された憲法訴訟願審判事件を全員裁判部に回付した旨明らかにしている（事件名：日本軍慰安婦問題合意発表違憲確認、事件番号：2016헌마253）。そのほか、批判論者は、慰安婦財団設立中止を要求する仮処分申請、国会の条約に対する同意権侵害を根拠とした権限争議審判、大統領弾劾審判などの法的アクションが考えられると言う。

このような韓国国内での批判的な動向とは対照的に、韓国政府は、7月28日、学者・ジャーナリスト・政府関係者らが理事を構成し、日本政府が10億円を拠出して元慰安婦やその家族らを支援する「和解・癒し財団（화해·치유 재단）」を設立し、日韓両国間で運用方法などをめぐる具体的な協議や調整が、慰安婦合意に忠実に着々と進められている。なお、慰安婦合意の発表前の2015年12月23日、憲法裁判所は、旧「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律」に基づく支援金決定の合憲性をめぐり、日韓請求権協定に対する憲法判断が求められた事件で、その訴えを却下する決定を下し、韓国内で大きな注目を集めたことも指摘しておくべきだろう⁴⁾。このように、違憲決定の2011年8月と、2015年12月は、この問題をめぐる大きなターニングポイントとして日韓関係史に刻まれた。

本稿は、以上の経過を踏まえ、今般の慰安婦合意をめぐる法的な問題点を、特に韓国の法学者・法律家らの意見表明を中心にフォローしていきたい。内容的には、韓国における憲法的な視座からの指摘が考察の中心となり、やや一面的であるとの謗りを免れないが、憲法訴訟など今後の韓国における動向を検証するうえで必要な情報提供となることを期待したい。なお、韓国における批判論においては、合意内容面に対する批判（例えば、①日本軍の「関与」と日本政府の「責任痛感」は、戦時性奴隷犯罪と法的責任を認めたものではない、②日本側の資金拠出による財団設立は、国際法上の賠償でなく、再発防止等の保証措置でもない、③このたびの合意プロセスにおいて被害者らが排除されており、そのような合意は国際人権基準に違反する、など）も強いが、本稿では取り上げないことをあらかじめお断りしておく。

1 韓国憲法裁判所の影響力

本稿は、韓国憲法裁判所2011年決定と今後展開される憲法訴訟に着目しつつ、慰安婦合意の法的意義、有効性など法的問題点について考察するが、それに先立ち、韓国において、憲法裁判所がどのような存在であるのかについて、簡単に説明しておきたい⁽⁵⁾。

憲法裁判所は、日本の最高裁判所のように通常の司法裁判所が個々人の具体的法律関係を審理する際に憲法判断を付随的に行なうのとは異なり、憲法判断のみを行なうために設立された特別の裁判所である。立法・行政・司法とは独立した第4の権力であると言うべき存在である。韓国では、1948年の憲法制定以来、憲法を守り違法な権利行使を抑制するための憲法判断をさまざまな国家機関に委ねてきたが、軍事政権の下において、いずれもその役割を果たすことができず、憲政が蹂躪され国民の人権が抑圧されてきた。しかし、1987年に至り、全国的に広がった民主化運動が頂点を極め、盧泰愚大統領候補による「6・29民主化宣言」、そして同年10月には、憲法改正（第6共和国憲法）が実現する。第6共和国憲法では、ひとつの民主化のシンボルとして、普通系統裁判所である法院（第5章）とは別に、憲法裁判所の規定が置かれた（第6章、111—113条の3箇条。1988年8月には憲法裁判所法が制定され、同年9月に施行された）。憲法裁判所は、それまでの軍事独裁政権の下で国民が熱望してきた民主化の象徴的存在であり、憲法を通じた行政作用・立法作用・司法作用に対する牽制的役割を果たす⁽⁶⁾。憲法裁判所が1988年9月1日から2016年7月31日までの約28年間で扱った事件は2万9715件（接受件数）、違憲決定が下された件数563件、憲法不合致決定が下された件数181件⁽⁷⁾、限定違憲決定が下された件数70件、限定合憲決定が下された件数28件である⁽⁸⁾。この数字からだけでも、憲法裁判所が憲政において大きな役割を果たしていることをうかがい知ることができる。東アジア研究所（EPI）と中央日報が行なった「力のある組織の信頼影響力調査（과워조직 신뢰영향력조사）」（2013年度）によると、憲法裁判所の信頼度のポイントは国家機関のなかでは第1位（全体では、現代自動車、三星に次いで第3位）、影響力のポイントは国家機関のなかでは、検察に次いで第2位（全体では、三星、現代自動車、検察に次いで第4位）であり⁽⁹⁾、韓国国民は憲法裁判所に大きな期待をしている。

2 慰安婦合意の法的性質

上述したように、今般の慰安婦合意は、慰安婦問題に関する交渉について何らの合意「文書」が作成されないまま、「共同記者会見」を通じて、慰安婦問題について妥結したと発表された。このような外相会談での口頭上の合意とそれについての共同記者会見が、果たしているかなる法的性質をもつものであるかが問題となる。つまり、慰安婦合意が、国際法的な視座からみて、法的拘束力を有する「条約」であるとなれば、それに国内的な効力が認められるためには、韓国憲法上の制約を受け、そのような制約的な要件を充足しないとなれば、違憲ゆえに国内的な効力を欠くということになる。これに対して、法的拘束力のない一種の政治的宣言ないしは紳士協定のような「非拘束的合意」（non-binding agreements）にすぎないとなれば、果たして憲法上の制約を受けないということになるのか、また具体的にはどのような

効力をもつということになるのか。

この点、憲法学文献では、条約を国際法主体間の文書上の合意であるとするものが多いようだが⁽¹⁰⁾、国際法学文献では、合意文書がないとしても、条約と解する妨げにはならないとするのが一般的な傾向である。この点、条約法に関するウィーン条約（Vienna Convention on the Law of Treaties）2条1項(a)は、条約を「国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意（単一の文書によるものであるか関連する二以上の文書によるものであるかを問わず、また、名称のいかんを問わない）」と定義付け、書面による合意のみを本条約の対象とし、同3条で、本条約が文書によらない国際的合意に適用されないということは、その合意の法的効力に影響を及ぼすものではないと定め、口頭による合意は慣習国際法規則により規律されるものとしている。口頭による合意は、証拠としての明確性に欠け、登録制度にもなじまないため、条約法条約は口頭による合意を対象外としているのである。

以上のように、口頭上の合意も条約であることを妨げないので、それと紳士協定のような非拘束的合意（非法律的合意）との境界付けは非常に困難であるが、まずは、今般の会談における口頭上の合意について、韓国外交部がどのような理解をしているかを、外交部がホームページ上で公開した一般国民向けの『日本軍慰安婦問題合意の関連Q&A』からみておこう。この資料のなかで、外交部は「今般の合意は条約でない口頭発表形式ですが、日本側に合意の履行を強制することができるのですか」という問いに対して、「政府間の合意形式には、さまざまな方式がありえます。今般の合意は、両国政府を代表する外交長官が国内外の通信社の共同記者会見で両国国民と国際社会が見守るなか発表した公式的な約束であって、日本政府がこれを忠実に履行しなければならないものです。」という回答を示している。ここからわかるように、外交部としては、今般の慰安婦合意について、法的拘束力の伴う条約ではなく、政治的・道徳的な拘束力があるにすぎない非拘束的合意と理解しているようである。

3 批判論からみる慰安婦合意の憲法的問題点

続いて以下では、慰安婦合意批判論が展開するところから見て、まず、仮に慰安婦合意が条約であると解する場合に生じる韓国憲法上の問題点を概観し、これに対して、慰安婦合意が非拘束的合意であると解した場合において、どのような憲法上の問題が生じるかについて、みていくこととしよう。

(1) 条約締結・批准権と文書および副署

まずは、慰安婦合意が韓国憲法82条に反するという主張についてである。韓国憲法73条は「大統領は、条約を締結・批准し、外交使節を信任・接受又は派遣し、また宣戦布告および講和を行う」と規定し、大統領が条約締結・批准権限を有する旨明らかにしている。また、韓国憲法89条2号は、宣戦、講話その他重要な対外政策について、同条3号は、憲法改正案・国民投票案・条約案・法律案および大統領令案について、国务會議（内閣）の審議を経るようしており、重要な国際的合意に関する事項は、それが国会の同意を要する条約に該当するかにかかわらず、国务會議の審議を経なければならない。そして、韓国憲法82条は、「大統領の国法上の行為は、文書をもって行い、またこの文書には国务總理〔首相〕及び関係

国務委員〔閣僚〕が副署する。」と規定しており、これは、大統領のすべての国法上の行為は、国家元首としての地位と、そして行政部の首班としての地位から、憲法および法律が定めるところに従い、行なわなければならない事項であって、文書により行なわせることにより、明確性と責任性を期するほか、事後的な統制可能性を開いておくためのものである。また、国務総理および関係国務委員の副署を要しているのもやはり、大統領の国政遂行において独断的な意思決定を統制するためのものである。

批判論は、このような韓国憲法上の規律との関係で、おおむね次のように言う。慰安婦問題のような重要な国際法の問題に対する合意は、文書上の条約として行なわれなければならない。条約締結権者は大統領であるから、大統領が外交長官にこの問題に対する協議の全権を委任し、その委任に基づく合意に至った場合、そのような合意が大統領の裁可なく、その共同記者会見により行なうことはできない。そして、大統領のすべての国法上の行為は、文書をもって行なわれなければならない。このような文書なしに合意が行なわれたとすれば、これは大統領および外交長官が憲法82条に違反する行為をしたものであるとみざるをえない。今般の慰安婦合意は、韓国憲法上、正式な条約の締結だと言うことはできず、たんなる政治的宣言として、一種の非拘束的合意にすぎず、またそのような方向で将来正式な条約締結するための初期段階にすぎないと解さねばならないので、法的拘束力はない。

(2) 国会の同意権

次に、今般の慰安婦合意は韓国憲法60条1項に反するという主張についてである。日本国憲法73条ただし書は条約締結に際して国会の承認を要する場合があることを定めるが、韓国憲法60条1項も「国会は、相互援助もしくは安全保障に関する条約、重要な国際組織に関する条約、友好通商航海条約、主権の制約に関する条約、講和条約、国家もしくは国民に重大な財政的負担を負わせる条約、または立法事項に関する条約の締結・批准についての同意権を有する。」と定める。これは、行政府の恣意的な条約締結を防止し、国民の代表機関である国会の立法権を保護し、国民の主権を擁護しようとするためである。いかなる場合に国会の同意を要するかについて、韓国では、南北基本合意書の履行のため国内的に2005年に南北関係の発展に関する法律が制定されたのを契機に、一連の南北基本合意書が国会同意を要するものであったのかの論争があり、その後もいくつかの局面で国会同意が必要な条約の範囲について活発な議論が展開されてきた⁽¹¹⁾。国際約束の履行として制定された法律の違憲性が憲法裁判所で争われたこともあり、それらを契機に、2012年には、条約締結手続の透明性を確保する目的で「通商条約の締結手続及び履行に関する法律」が制定されている。

韓国憲法60条1項において国会同意条約として挙げられているものが限定列举であるのか、例示列举であるのかについては、学説上争いがあるところであるが、慰安婦合意との関係では、「立法事項に関する条約」に該当するのかが特に問題となる。立法事項に関する条約締結の場合に国会の同意を経るようにさせているのは、行政府が国家間の合意を通じて国内法上の法律留保原則（Der Gesetz des Vorbehalts des Gesetz [行政の権限が法律によって授権されていなければならないという原則]）を空洞化させないようにする目的がある。60条1項を限定列举と解する立場が多数説と目されるが、ある見解は、慰安婦問題は、慰安婦被害者が経験した人

間の尊厳と生命権、身体の自由に対する侵害と関連し、それに対する謝罪と賠償と関連する重要な問題であって、国会が決定しなければならない本質的な内容に該当するものであるから（法律留保原則の射程につき、ドイツ発祥の「本質性理論〔Wesentlichkeitstheorie〕」が韓国で有力であるが、同理論の下では、基本権実現にとって本質的な領域については必ず法律の根拠が必要であるとされる）、立法事項に関する条約として扱わないと言う。もっとも、60条1項を例示列挙であると解する立場であれば、必ずしも「立法事項に関する条約」を広義に解さなくとも、例えば「国民の基本権の制限を招きうる条約」なども、憲法37条2項および59条等の法律留保原則により、基本権制限には民主的に正当化される国会の制定する法律によらなければならないので、そのような条約締結にも国会の同意が必要であると解することで慰安婦合意の違憲性を導くことができる。さらに、批判論のなかには、慰安婦財団の設立には法律的根拠が必要であるから、立法事項に関する条約として締結されなければならない、という主張もみられる。つまり、慰安婦被害者のための財団設立の問題は、単純に行政的にできることではなく、たとえ日本政府の資金拠出によっても、行政の合法律性と法律留保原則に従い、国会の立法により行なわねばならない事項であって、国会の同意を経ない今般の合意は違憲であるというのである。

韓国憲法60条1項との関連では、さらに、慰安婦問題は主権の制約に関する事項が含まれるので国会の同意が必要である、との主張もありうる。これは、慰安婦合意のうち、日韓両政府が今後いかなる批判も非難も自制する旨の内容に関するものである。例えば、ある論者によると、憲法裁判所2011年決定で確認されたように、日本軍による慰安婦の強制動員は、国連や国際社会が明確に反人道的な戦争犯罪としており、日本側が謝罪し法的賠償をしなければならない事項である、にもかかわらず、韓国政府が国際社会において日本政府に対して何らの批判・非難をしえないとすれば、今後、韓国政府の慰安婦被害者らに対する外交的保護権の行使や名誉回復のための国際交流・共同研究等の国内外活動（日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び祈念事業等に関する法律11条1項4号）さえも、もはや行なえないことになり、これは主権に対する制約と言わざるをえない、とされる。

（3）今般の慰安婦合意が非拘束的合意である場合

今般の慰安婦合意は、なんらの文書上の合意もなかったという点で、韓国憲法上、国内的効力が認められる条約の締結だと言うことはできず、単なる政治的宣言としての非拘束的合意にすぎないとすれば、その合意だけでは、日韓間に法的な権利義務が生じることはなく、単に政治的・道義的な義務が生じるだけということになる。また、条約でないとしたら、韓国憲法上の条約締結手続上の制約はなく、手続上はなんら法的問題を生じさせないとも言える。

この点、批判論者からは、法的拘束力を伴わない、ソフト・ローとしての国際約束においても、その事実上の効力により個人の法的地位に本質的な影響を与えるため、国会が直接決定しなければならない事項に該当する場合には、このような合意には国会の同意が必要であり、今般の慰安婦合意もそれに当たるといえる。法律留保原則ならびに本質性理論に照らして、そのように解するべきであろう。

おわりに

以上で、韓国において展開されている批判論から、憲法問題を抽出しながら考察してきた。批判論の核にあるのは、慰安婦問題という国民の重要な人権にかかわる問題につき、憲法上要求されている民主主義的なプロセスを踏んでいないということであろう。たしかに、今般の慰安婦合意は、これまで長年にわたり日韓関係上の懸念事項であった問題について、合意文書すら作成されず、それぞれの立場から協議結果を共同記者会見の場で発表するというかたちがとられ、国際約束にはさまざまなかたちがありうるとはいえ、やや特異な方法がとられた印象が否めない。そのような慰安婦合意を、わが国の国際法学上、どのように捉えていくか、現時点では十分な検証が行なわれていないように感じられる。今後の議論の高まりを期待したい。また、韓国憲法裁判所がこの問題についてどのような態度を示すか、最終的な決定が出るまで、2011年決定と同じく、相当の時間を要するであろう。韓国において民主化の象徴的存在でもある憲法裁判所が示す回答は、2011年違憲決定とどのような関係となるのか、大変注目されるところである。韓国憲法裁判所は、これまでに過去の独裁政権下での不正問題や社会現象を数多く扱ってきた。そのため、国民から「過去の最終的清算」を行なう役割を期待されている存在である。そうであるとすれば、最終的解決としての今般の慰安婦合意が、韓国国民にとって、真の意味での最終的解決となるためには、憲法裁判所による憲法判断を待たねばならないと言えよう。

- (1) 현 재 2011. 8. 30 결 정 2006 헌 바 788. なお、多数意見裁判官のうちの1名から、国には、請求権協定3条に従った手続に従い解釈上の紛争を解決する作為義務があるだけでなく、請求権協定により請求人らが日本国に対する損害賠償請求権を行使できなくなった損害を完全に賠償すべき責任を負う旨を宣言すべきであるとする補足意見が付されたことにも注目すべきである。本決定の翻訳として、中川敏宏訳「《資料》韓国憲法裁判所・日本軍慰安婦問題行政不作為違憲訴願事件」『専修法学論集』116号（2012年）、197ページ以下。
- (2) 憲法裁判所決定を契機とした韓国側の積極的なアクションをさらに支えたものとして、普通系統裁判所の上告審である大法院が2012年5月24日、三菱重工（旧三菱）および不二越（機械メーカー、当時は軍需品製造）に対する損害賠償事件において、原告らの請求を棄却した原判決を破棄し、原審に差し戻す旨の画期的な判決を下したことを指摘しておくべきであろう。本大法院判決について、國分典子「韓国における日本企業への戦時徴用賠償命令判決とその背景」、*nippon.com:in-depth*、2013年12月25日、「〈特集〉冷え込む日韓関係——改善できるか」〈<http://www.nippon.com/ja/in-depth/a02703/>〉（検索日：2016年8月1日）、中川敏宏「《判例研究》韓国大法院・旧三菱戦後補償請求事件判決（大法院第一部2012年5月24日宣告2009다22549判決）」『専修ロージャーナル』No. 8（2013年）、153ページ以下。
- (3) わが国の外務省は、共同記者会見が開かれた12月28日付で、日韓両外相の会見内容を整理したもの、具体的には、会見で両国外相から読み上げられたそれぞれの立場（協議結果の発表）を掲示し、その英語版・韓国語版も提供している（〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001664.html〉、検索日：2016年8月1日）。これに対して、韓国外交部は、同じく12月28日付で、「韓日外交長官会談結果（日本軍慰安婦被害者問題関連合意内容）」という見出しで、会見の最初と最後の挨拶も含め、会見内容全部をそのまま掲示しており、さらに、「日本軍慰安婦問題合意の関連Q&A」

というPDF形式で10ページに及ぶ文書を公開している（http://www.mofa.go.kr/webmodule/htsboard/template/read/korboardread.jsp?typeID=6&boardid=9795&seqno=357655&c=&t=&pagenum=1&tableName=TYPE_DATABOARD&pc=&dc=&wc=&lu=&vu=&iu=&du=）、検索日：2016年8月1日）。

- (4) 헌재2015.12.23 결정2009헌바317·2009헌바317（병합）。
- (5) 韓国憲法裁判所の邦語文献として、李範俊（在日コリアン弁護士協会訳）『憲法裁判所——韓国現代史を語る』、2012年、日本加除出版、在日コリアン弁護士協会編著、孫亨燮監修『韓国憲法裁判所 重要判例44——社会を変えた違憲判決・憲法不合法判決』、2010年、日本加除出版、韓国憲法裁判所編（徐元宇ほか訳）『韓国憲法裁判所10年史』、2000年、信山社、等。
- (6) 司法作用に対する牽制という点で、普通系統裁判所＝法院（地方法院・高等法院・大法院）との関係について触れておこう。第6共和国憲法は、法律の違憲審査権を憲法裁判所に委ねつつも、法律の下位規範である命令・規則・処分^{처분}の違憲審査権を法院に帰属させている。そのことから、法院と憲法裁判所の管轄をめぐる葛藤や衝突が存在してきた。詳しくは、李範俊、前掲書、53ページ以下、などを参照されたい。
- (7) 憲法裁判所の違憲判断には、代表的なものとして、違憲決定と憲法不合法決定（通常の違憲決定とは異なるという意味で、変則決定のひとつとされる）というものがある。例えば立法作用に対する違憲の場合、違憲決定の主文は、「……法律第○条は、憲法に違反する。」という形式となり、その決定は、大法院（普通系統裁判所の最上級）をはじめとする裁判所その他の国家機関・地方自治体を^{소속} 羈束する（羈束力、憲法裁判所法47条1項）。違憲と決定された法律または条項は、原則として、違憲決定があった日から効力を喪失する（同条2項。ただし、刑罰に関する法律または条項は、遡及して効力を喪失する〔同条2項ただし書〕）。これに対して、憲法不合法決定の主文は、「……法律は、憲法に合致しない。」との宣言に加えて、「法院其他国家機関と地方自治体は、立法者が前項の法律を改正するまで、その適用を中止しなければならない。」「上記法律条項は、立法者が改正するときまで継続適用される。」「上記法律条項は、立法者が○年○月○日まで改正しなかった場合には、○年○月○日その効力を喪失する。法院其他国家機関および地方自治体は、立法者が改正するまで、上記法律条項の適用を中止しなければならない。」など、立法者に具体的な改正義務を命じる宣言が付されるところに特徴がある。憲法不合法決定が、わが国の判例が用いる事情判決と類似すると指摘されることがあるが、命令内容の具体性の点で違いがある。
- (8) 韓国憲法裁判所ホームページ〈<http://www.ccourt.go.kr/>〉→「探しやすい主要情報（찾기 쉬운 주요 정보）」→「憲法裁判統計（헌법 재판 통계）」→「一般統計（일반 통계）」→「累計表（누계표）」（検索日：2016年8月19日。なお、→はアクセスの順番を指す）。
- (9) EAIホームページ〈<http://www.eai.or.kr/>〉→「世論分析（여론 분석）」→「ガバナンスと韓国政治（거버넌스 와 한국 정치）」→「力のある組織信頼影響力調査（과 위 조직 신뢰 영향 조사）」（検索日：2016年8月1日）。
- (10) 양건『憲法講義〔第14全訂版〕』（2011年）14면；김철수『憲法学新論〔全訂21版〕』（2013年）290면；허영『韓国憲法論〔第10版〕』（2015年）184면）。
- (11) 「条約の締結・批准に対する国会の同意」『ソウル国際法研究』11巻1号（2004年）、163ページ（정진석, 조약의 체결·비준에 대한 국회의 동의, 서울국제법연구11권1호〔2004〕, 163면）；「大統領の条約締結・批准権とこれに対する国会の同意権」『世界憲法研究』12巻1号（2008年）、129ページ（배종인, 대통령의 조약 체결·비준권과 이에 대한 국회의 동의권, 세계헌법연구12권1호〔2008〕, 129면）；「条約締結に関する国会の統制権」『憲法研究』14巻3号（2008年）、79ページ（임지봉, 조약체결에 관한 국회의 통제권, 헌법학연구14권3호〔2008〕, 79면）；「国際条約締結における国会同意制度に関する考察」『慶熙法学』44巻1号（2009年）、329ページ（정갑용, 국제조약체결에 있어서 국회동의제도에 관한 고찰, 경희법학44권1호〔2009〕, 329면）。

■参考文献

- [긴급토론회] 긴급진단 2015년 한일 외교장관 회담의 문제점 자료 ([緊急討論會]「緊急診断、2015年韓日外交長官會談の問題点」資料)。
- [심포지엄] 2015년 한일 외교장관 회담의 국제법적 문제의 위헌성 자료 ([シンポジウム]「2015年韓日外交長官會談の国際法的問題と違憲性」資料)。
- 박승주, 위안부 피해자 문제에 대한 한일 외교장관 회담의 헌법적 문제점, 민주법학 60호 (2016.3) 105면 이하 (「慰安婦被害者問題に対する韓日外交長官會談の憲法問題点」『民主法学』60号、105ページ以下)。
- 박승주, 위안부 문제에 대한 한일 외교장관 회담의 위헌성, 법률신문 2016.1.25차 (「慰安婦問題に対する韓日外交長官會談の違憲性」『法律新聞』2016年1月25日)。
- 정지원, 한일 외교장관 합의에 관한 당상, 법률신문 2016.3.21차 (「2015韓日外交長官合意に関する断想」『法律新聞』2016年3月21日)。
- 조시현, 년 한·일 외교장관 합의의 법적 함의, 민주법학 60호 (2016.3) 79면 이하 (「2015年韓日外交長官合意の法的含意」『民主法学』60号、79ページ以下)。
- 양현아, 년 한일 외교장관의 위안부 문제 합의에 세 피해자는 어디에 있(었)나?: 그 내용과 절차, 민주법학 60호 (2016.3) 13면 이하 (「2015年韓日外交長官の慰安婦問題合意において被害者はどこにいるのか(いたのか?): その内容と手続」『民主法学』60号、13ページ以下)。